

5 農振第 3263 号
令和 6 年 3 月 28 日

東北農政局長 殿

農村振興局長

「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について

「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）を踏まえ、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 C 第 261 号構造改善局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用につき特段の御配慮をお願いします。

なお、貴局管内の県知事に対しては、当職から通知していることを申し添えます。

5 農振第 3263 号
令和 6 年 3 月 28 日

関東農政局長 殿

農村振興局長

「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について

「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）を踏まえ、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 C 第 261 号構造改善局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用につき特段の御配慮をお願いします。

なお、貴局管内の都県知事に対しては、当職から通知していることを申し添えます。

5 農振第 3263 号
令和 6 年 3 月 28 日

北陸農政局長 殿

農村振興局長

「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について

「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）を踏まえ、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 C 第 261 号構造改善局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用につき特段の御配慮をお願いします。

なお、貴局管内の県知事に対しては、当職から通知していることを申し添えます。

5 農振第 3263 号
令和 6 年 3 月 28 日

東海農政局長 殿

農村振興局長

「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について

「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）を踏まえ、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 C 第 261 号構造改善局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用につき特段の御配慮をお願いします。

なお、貴局管内の県知事に対しては、当職から通知していることを申し添えます。

5 農振第 3263 号
令和 6 年 3 月 28 日

近畿農政局長 殿

農村振興局長

「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について

「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）を踏まえ、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 C 第 261 号構造改善局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用につき特段の御配慮をお願いします。

なお、貴局管内の府県知事に対しては、当職から通知していることを申し添えます。

5 農振第 3263 号
令和 6 年 3 月 28 日

中国四国農政局長 殿

農村振興局長

「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について

「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）を踏まえ、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 C 第 261 号構造改善局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用につき特段の御配慮をお願いします。

なお、貴局管内の県知事に対しては、当職から通知していることを申し添えます。

5 農振第 3263 号
令和 6 年 3 月 28 日

九州農政局長 殿

農村振興局長

「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について

「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）を踏まえ、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 C 第 261 号構造改善局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用につき特段の御配慮をお願いします。

なお、貴局管内の県知事に対しては、当職から通知していることを申し添えます。

5 農振第 3263 号
令和 6 年 3 月 28 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

農林水産省農村振興局長

「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について

「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）を踏まえ、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 C 第 261 号農林水産省構造改善局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用につき特段の御配慮をお願いします。

なお、貴局管内の沖縄県知事に対しては、当職から通知していることを申し添えます。

5 農振第 3263 号
令和 6 年 3 月 28 日

一般社団法人全国農業会議所会長 殿

農林水産省農村振興局長

「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について

「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）を踏まえ、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 C 第 261 号農林水産省構造改善局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知願います。

なお、都道府県農業委員会ネットワーク機構に対しては、貴職から通知いただくようお願いします。

5 農振第 3263 号
令和 6 年 3 月 28 日

北海道知事 殿

農林水産省農村振興局長

「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について

「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）を踏まえ、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 C 第 261 号農林水産省構造改善局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用につき特段の御配慮をお願いします。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

(別紙)

農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について（平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
第14 法第11条及び第12条関係（農業振興地域整備計画の案の縦覧） 1 市町村整備計画の案の縦覧等（法第11条第1項） (1) 市町村整備計画を策定し又は変更しようとする旨の公告 市町村整備計画を策定し又は変更しようとする旨の公告を行うに当たっては、次の事項を明確に示すことが適当であると考えられる。 ① （略） ② 市町村整備計画の案及び市町村整備計画を策定し又は変更しようとする理由を記載した書面（以下「変更等理由書」という。）を<u>縦覧に供する旨</u> ③～⑦ （略） ⑧ 異議の申出先、申出方法、申出期限、申出に当たっての注意事項 なお、<u>市町村整備計画の変更の場合にあっては、その変更しようとする部分を明らかにした新旧対照の形式で案を作成すること。</u> (2) （略） (3) 市町村整備計画の案の縦覧 市町村整備計画を策定し又は変更しようとするときの市町村整備計画の案及び変更等理由書の縦覧については、次の事項に留意すること。 ① 縦覧期間 公告した日の翌日から起算しておおむね30日間の期間を定めて<u>縦覧に供すること。</u>（なお、最終日が市町村の休日である場合はその翌日まで縦覧に供すること。） ② （略） ③ 縦覧方法 市町村整備計画の変更の場合にあっては、②に準じて市町村整備計画の案を縦覧に供するとともに、<u>案のとおり変更されることとなる場合の市町村整備計画を添えることにより、変更後の当該計画の全体的内容を容易に確認することができるものとする</u>こと。また、必要であ	第14 法第11条及び第12条関係（農業振興地域整備計画の案の縦覧） 1 市町村整備計画の案の縦覧等（法第11条第1項） (1) 市町村整備計画を策定し又は変更しようとする旨の公告 市町村整備計画を策定し又は変更しようとする旨の公告を行うに当たっては、次の事項を明確に示すことが適当であると考えられる。 ① （略） ② 市町村整備計画の案及び市町村整備計画を策定し又は変更しようとする理由を記載した書面（以下「変更等理由書」という。）を<u>縦覧する旨</u> ③～⑦ （略） ⑧ 異議の申出先、申出方法、申出期限、申出に当たっての注意事項 (2) （略） (3) 市町村整備計画の案の縦覧 市町村整備計画を策定し又は変更しようとするときの市町村整備計画の案及び変更等理由書の縦覧については、次の事項に留意すること。 ① 縦覧期間 公告した日の翌日から起算しておおむね30日間の期間を定めて<u>縦覧すること。</u>（なお、最終日が市町村の休日である場合はその翌日まで縦覧に供すること。） ② （略） ③ 縦覧方法 市町村整備計画の変更の場合にあっては、②に準じて市町村整備計画の案の<u>全体</u>を縦覧に供するとともに、<u>新旧対照形式で縦覧するなど変更の内容を容易に確認することができるものとする</u>こと。また、<u>図面等の補足資料が必要である場合には、市町村整備計画に添えて縦覧</u>

る場合には、図面等の補足資料も添えること。

2・3 (略)

4 農用地利用計画の案に対する異議の申出等（法第 11 条第 3 項から第 9 項まで）

(1) (略)

(2) 異議の申出の処理

農用地利用計画の案に対する異議の申出に当たっては、次の事項に留意することが適当と考えられる。

① 異議の申出

ア 異議の申出ができる者

法第 11 条第 3 項の規定に基づき異議の申出ができる者は、法第 11 条第 1 項の規定により縦覧に供された市町村整備計画のうち、農用地利用計画の案において農用地区域としている区域内の土地（農用地利用計画の変更の場合にあっては、変更後の農用地利用計画において農用地区域としている区域内の土地）の所有者であるか又はその土地に関し法律上保護される権原、例えば地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権、抵当権、鉱業権等を有している者（以下「所有者等」という。）であると解されること。したがって、例えば法第 11 条第 1 項の規定により縦覧に供された農用地利用計画の案において農用地区域としている区域内の土地について事実上耕作又は養畜の業務を営んでいるにすぎない者は、同一世帯に属する他の者が当該土地の所有者等であっても異議の申出をすることができないと解されること。

また、農用地利用計画の変更により変更前の農用地利用計画における農用地区域から除外されることとなる土地の所有者等は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議の申出をすることができないと解されること。

なお、計画変更が、農用地区域の一部の区域を除外することのみを内容とするものであっても法第 11 条第 1 項の規定による市町村整備計画の決定手続を省略することはできないと解されること。

イ 異議の申出の内容

異議の申出は、農用地利用計画の案の内容全般（農用地利用計画の変更の場合にあっては、農用地区域に編入される土地、農用地区域から除外される土地及び用途区分が変更される土地（以下「変更部分の土地」という。）に係る内容全般）について行うことができると解されること。したがって、例えば法第 11 条第 1 項の規定に

すること。

2・3 (略)

4 農用地利用計画の案に対する異議の申出等（法第 11 条第 3 項から第 9 項まで）

(1) (略)

(2) 異議の申出の処理

農用地利用計画の案に対する異議の申出に当たっては、次の事項に留意することが適当と考えられる。

① 異議の申出

ア 異議の申出ができる者

法第 11 条第 3 項の規定に基づき異議の申出ができる者は、法第 11 条第 1 項の規定により縦覧に供された市町村整備計画のうち、農用地利用計画の案において農用地区域としている区域内の土地の所有者であるか又はその土地に関し法律上保護される権原、例えば地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権、抵当権、鉱業権等を有している者（以下「所有者等」という。）であると解されること。したがって、例えば法第 11 条第 1 項の規定により縦覧に供された農用地利用計画の案において農用地区域としている区域内の土地について事実上耕作又は養畜の業務を営んでいるにすぎない者は、同一世帯に属する他の者が当該土地の所有者等であっても異議の申出をすることができないと解されること。

また、農用地利用計画の変更により変更前の農用地利用計画における農用地区域から除外されることとなる土地の所有者等は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議の申出をすることができないと解されること。

なお、計画変更が、農用地区域の一部の区域を除外することのみを内容とするものであっても法第 11 条第 1 項の規定による市町村整備計画の決定手続を省略することはできないと解されること。

イ 異議の申出の内容

異議の申出は、農用地利用計画の案の内容全般について行うことができると解されること。したがって、例えば法第 11 条第 1 項の規定により縦覧に供された農用地利用計画の案において農用地区域としている区域内の土地の所有者等は、その異議の申出に係る土地が当該区域内にあるかどうか、又はその異議の申出に係る土地の所有

より縦覧に供された農用地利用計画の案において農用地区域として
いる区域内の土地の所有者等は、その異議の申出に係る土地が当該
区域内にあるかどうか、又はその異議の申出に係る土地の所有者等
であるかどうかにかかわらず、その異議の申出に係る土地がその区
域に含められるか否かについて利害関係を有する場合には、異議の
申出ができると解されること。

なお、農用地利用計画の変更の場合にあつては、農用地区域内の
土地であっても、変更部分の土地以外の土地に係る異議の申出をす
ることはできないと解されること（例えば、市町村へ農用地区域か
らの除外要望を行ったものの、変更の対象とならなかった土地の所
有者等が当該土地の除外を求めようとする場合が該当すると考えら
れる。ただし、市町村は、第16の2の(4)の④に規定する土地所有
者等へ十分に説明を行うよう留意する必要がある。）。

ウ～オ （略）

② （略）

③ 異議申出の決定

ア～ウ （略）

エ 異議申出に対する決定

市町村は、異議の申出に対する決定を、次により主文及び理由か
ら構成される決定書によって市町村の長が押印して行うこと。市町
村は、この決定に際して、決定に対して不服がある異議申出人は、
決定があつた日の翌日から起算して30日以内に都道府県知事に対し
審査の申立てができる旨をその決定書に記載して、このことを教示
すること（法第11条第5項並びに審査法第61条において準用する
同法第50条及び第60条第2項）。

a （略）

b 異議の申出が(2)の①のアの異議の申出ができる者以外の者か
らの申出であるとき、(2)の①のイの異議申出の内容以外のこと
に対する異議の申出であるとき、(2)の①のエの異議の申出の期
間経過後の異議申出であるとき等不適法であつて補正することが
できないことが明らかなときは、審理手続を経ないで、決定で、
異議申出を却下することができる（審査法第61条において準用す
る同法第24条第2項）。

また、同一人から大量の異議の申出が行われ、市町村の業務妨
害を意図していることが明らかな場合や、同一の争点に関して繰
り返し異議の申出が行われ、申出の利益を有しない場合等につい

者等であるかどうかにかかわらず、その異議の申出に係る土地がそ
の区域に含められるか否かについて利害関係を有する場合には、異
議の申出ができると解されること。

ウ～オ （略）

② （略）

③ 異議申出の決定

ア～ウ （略）

エ 異議申出に対する決定

市町村は、異議の申出に対する決定を、次により主文及び理由か
ら構成される決定書によって市町村の長が押印して行うこと。市町
村は、この決定に際して、決定に対して不服がある異議申出人は、
決定があつた日の翌日から起算して30日以内に都道府県知事に対し
審査の申立てができる旨をその決定書に記載して、このことを教示
すること（法第11条第5項並びに審査法第61条において準用する
同法第50条及び第60条第2項）。

a （略）

b 異議の申出が(2)の①のアの異議の申出ができる者以外の者か
ら申出であるとき、農用地利用計画の案以外のことに対する異議
の申出であるとき、(2)の①のエの異議の申出の期間経過後の異
議申出であるとき等不適法であるときは、その異議申出を却下す
ること。で

<u>ては、不適法な異議の申出として却下することが考えられる。</u> <u>なお、却下とすることは、申出の権利を制限することになるため、個別の事案ごとに慎重に判断する必要があること。</u> c・d (略) オ (略) (3)・(4) (略) 第15 (略) 第16 法第13条関係（農業振興地域整備計画の変更） 農業振興地域整備計画の変更にあたっては、第11及び第12によるほか、次によることが適当と考えられる。 1 (略) 2 農用地利用計画の変更 市町村整備計画のうち農用地利用計画の変更を行うにあたっては、次の事項に留意することが適当と考えられる。 (1)～(3) (略) (4) その他の留意事項 上記のほか、市町村整備計画の変更にあたっては、次の事項に留意することが望ましい。 ①～③ (略) <u>④ 農用地利用計画の変更案の作成に先立ち、土地所有者等から農用地区域への編入、農用地区域からの除外又は用途区分の変更についての要望を受け付けている場合で、当該要望が不適当であると判断した場合には、その旨及びその理由について当該要望を行った土地所有者等に十分に説明した上で、変更案の作成を行うこと。</u> 3・4 (略)	c・d (略) オ (略) (3)・(4) (略) 第16 法第13条関係（農業振興地域整備計画の変更） 農業振興地域整備計画の変更にあたっては、第11及び第12によるほか、次によることが適当と考えられる。 1 (略) 2 農用地利用計画の変更 市町村整備計画のうち農用地利用計画の変更を行うにあたっては、次の事項に留意することが適当と考えられる。 (1)～(3) (略) (4) その他の留意事項 上記のほか、市町村整備計画の変更にあたっては、次の事項に留意することが望ましい。 ①～③ (略) (新設) 3・4 (略)
--	---

附 則

- この通知は、令和6年10月1日から施行する。
- この通知の施行の際現に、農業振興地域の整備に関する法律第11条第1項（同法第13条第4項の規定により準用する場合も含む。）の規定による公告が行われている場合における当該公告に係る市町村整備計画の策定又は変更の手続については、なお、従前の例による。